

加茂市の奨学金制度について（要綱）

1 目的

加茂市奨学資金は、経済的理由により就学が困難な状況にある、就学の意欲が旺盛な学生・生徒に対して、学資金（無利子）を貸し付けして、教育の機会均等を図り、有能な人材を育成することを目的として設けられた制度です。

学資金の貸し付けを受ける学生・生徒を奨学生といい、貸し付けられる学資を奨学金といいます。

2 資格

奨学金の貸し付けを受けることができる方は、次のとおりです。

（１）貸付期間の開始のとき、市内に居住する世帯の子弟

（２）奨学金を受けなければ本人の就学が困難であること。

※「奨学金を受けなければ本人の就学が困難であること」の基準は、新潟県奨学金の所得要件に準じています。

※他の奨学金制度との併用も可能です。

3 貸付金額および貸付期間

（１）高校生 …………… 月額 12,000 円以内

（２）短大生（専門学校） 自宅通学 …………… 月額 20,000 円以内

〃 自宅外通学 …………… 月額 28,000 円以内

（３）大学生（大学院） 自宅通学 …………… 月額 27,000 円以内

〃 自宅外通学 …………… 月額 30,000 円以内

※ 自宅外通学とは、自宅からの通学が困難であると認められる人。

※ 専門学校は、短期大学と同等以上の修学年限（２年以上）を有すること。

※ 奨学金は、指定された口座に振り込みでお支払います。

4 奨学生（保護者）の義務等

奨学金は、学資金としてお貸しするお金です。奨学生は卒業後、加茂市奨学資金貸付けに関する条例及び同条例施行規則によって、返還しなければなりません。

返還金は、再び奨学資金となり、後輩に貸し付けられます。

<返済（償還）の期限について>

奨学金は、貸付期間終了の月の翌月から起算して10年以内（増額の貸し付けを受けた場合は20年以内）に、半年賦又は年賦の方法により返済しなければなりません。

ただし、繰上償還することができます。

※ 半年賦（各年度の9月と3月にご返済いただきます。）

※ 年 賦（各年度の3月にご返済いただきます。）

<返済の猶予（免除）と遅延利息について>

* 返済の猶予（免除）

奨学生が、奨学金返済完了前に死亡、疾病その他特別の事由により、返済が困難であると認められるときは、奨学金の一部又は全部の返済を猶予又は免除することができます。

* 遅延利息

正当な理由がなく、返済を怠った場合は、遅延利息（最大で年 14.6%）が加算されますのでご注意ください。

<届出事項>

奨学生（保護者）は、次の事由が生じた際は、速やかに手続きを行ってください。

（1）在学証明書の提出 …… 教育委員会から提出の依頼があったとき

（2）休学、転学、退学 …… その事由が生じたとき届出が必要

※ 貸し付けの停止、償還（返済）開始等が必要になります。

（3）住所等の変更があった場合 …… その事由が生じたとき届出が必要

（4）その他、教育委員会からの指示があった際は、その指示に従ってください。

5 奨学金の振込について

・新規申込者の奨学金は、4～5月分は5月末に指定の口座へ振り込む予定です。

6月分以降は、原則として毎月9日（事務の都合上、通知なく変更する場合があります。）に振り込む予定です。

・継続者（2年目以降）の奨学金については、4月に在学調査を行う都合上、4～5月分を、5月に振り込む予定です。

6 増額貸付について

次の条件に該当する方（世帯）は、通常の奨学金に加えて、区分に応じた金額を増額して借りることができます。

通常の奨学金貸付の申請とは別に、増額貸付の申請が必要です。

<増額貸付条件>

・主たる扶養者が失職している場合。

・主たる扶養者が役員となっている企業が倒産した場合。

・ひとり親家庭

（事前に新潟県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の借受の努力を要する。）

・生活保護世帯。

・市民税非課税世帯（世帯全員が非課税。）

・上記の各条件に準ずると認められる場合。

＜増額貸付の金額＞ ※平成 28 年 4 月 1 日より金額改定

- | | | |
|---------------|-------------|---------------|
| (1) 高校生 | | 月額 12,000 円以内 |
| (2) 短大生（専門学校） | 自宅通学 | 月額 20,000 円以内 |
| | 自宅外通学 | 月額 28,000 円以内 |
| (3) 大学生（大学院） | 自宅通学 | 月額 27,000 円以内 |
| | 自宅外通学 | 月額 30,000 円以内 |

＜増額できる期間＞

増額貸付の期間は、増額貸付条件への該当事由が消滅した月までとなります。

再就職するなどし、該当事由が消滅したときは、速やかに届出を行ってください。

＜お問い合わせ先＞

加茂市教育委員会 学校教育課

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

TEL 0256-52-0080（内線 452）

FAX 0256-53-4655